

お知らせ
(労働者派遣法第30条の4第1項に係る労使協定の修正について)

令和6年10月7日付け東京労働局長による是正指導に基づき、下記のとおり労働者派遣法第30条の4第1項に係る労使協定を修正したのでお知らせいたします。

なお、本件修正に伴う派遣労働者の待遇等の変更はありません。

記

修正内容は下記のとおりです。

- ・第2条（賃金の構成）において、「組織長手当」が抜け落ちていたため、構成要素として「組織長手当」を追記いたしました。
- ・第3条（賃金の決定方法）第1項（4）号を追記いたしました。
- ・第9条（教育訓練）を追記いたしました。
- ・第11条（有効期間）におきまして、有効期間を「2025年1月10日」から「2025年3月31日」に変更いたしました。
- ・協定対象派遣労働者の賃金の比較に際して、固定残業代全額を含めて計算していたため、賃金基準の修正をいたしました。具体的には固定残業代のうちで実際の残業分の金額（※平均額を除いたうえで、残額を手当として基準賃金に繰り入れて計算いたしました。
- ・第3条（賃金の決定方法）第1項（4）号の追記に関連して、別表1の3を追記いたしました。当社では退職金制度を設けていませんが、協定対象派遣労働者の賃金比較に際しては、退職金相当分を上乗せした額を基準賃金とする必要があるために、基準賃金の修正をいたしました。
- ・別表3の構成要素を変更いたしました。「手当額」欄を追加しました。また、あらためて計算をいたしまして、「基本給額」、「賞与額」、「合計額」を修正しています。
- ・別表3下方の（備考）欄におきまして、「5.」を追記いたしました。

なお、この労使協定の改定及び運用は、労使協定の締結日から適用いたします。

<問い合わせ先>

グランバレイ株式会社
派遣元責任者 服部 雅人
電話番号 03-3230-1133